

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案) 新旧対照条文
 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号) (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(五類感染症)</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症</p> <p>六 十一</p> <p>十二 細菌性髄膜炎(第十四号から第十六号までに該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>十三 二十三 (略)</p> <p>二十四 播種性クリプトコックス症</p> <p>二十五 三十八 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならぬものに限る。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症</p> <p>四 十二 (略)</p> <p>十三 水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)</p> <p>十四・十五 (略)</p> <p>十六 播種性クリプトコックス症</p> <p>十七 二十一 (略)</p>	<p>(五類感染症)</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 十</p> <p>十一 細菌性髄膜炎(第十三号から第十五号までに該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>十二 二十二 (新設)</p> <p>二十三 三十六 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならぬものに限る。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二・十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十四 十八 (略)</p>

二十二 薬剤耐性アシネトバクター感染症

4 5 7 (略)

(指定届出機関の指定の基準)

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

五 (略)	(略)	(略)
クラミジア肺炎、（オウム病を除く。）、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症及び薬剤耐性緑膿菌感染症	患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもの	

2 (略)

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第七条 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類

(新設)

4 5 7 (略)

(指定届出機関の指定の基準)

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

五 (略)	(略)	(略)
クラミジア肺炎、（オウム病を除く。）、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症及び薬剤耐性緑膿菌感染症	患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもの	

2 (略)

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第七条 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類

感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週（診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあつては、当該診断し、又は検案した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあつては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

2
・3（略）
一・二（略）

感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週（診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあつては、当該診断し、又は検案した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあつては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

2
・3（略）
一・二（略）